



ご存知ですか？ 労働組合の資格審査

◇お問合せ先◇

広島県労働委員会事務局 審査担当

〒730-8511 広島市中区基町9-42 (広島県庁東館7階)

電話 082-513-5164・5165

FAX 082-228-2075

E-mail roui@pref.hiroshima.lg.jp

【広島県労働委員会案内図】



広島電鉄・立町電停又は紙屋町東電停から徒歩3分
アストラムライン県庁前駅・広島バスセンターから徒歩5分
JR広島駅から約2km

広島県労働委員会ホームページ

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/roudouinkai/>

不当労働行為審査手続についての詳しい説明や、審査の実施状況、各種様式や記載例を掲載しています。

また、あっせんなど他の労使紛争解決手続についてもご紹介しています。

広島県雇用労働情報サイト わーくわくネットひろしま

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/work2/>

雇用・労働関係のイベント情報や、各種支援制度などを掲載した、広島県の雇用労働関係ポータルサイトです。



◆ 労働組合の資格審査とは

労働組合は、結成したことを労働委員会に届け出る義務はありませんが、次の①から⑤の行為をしようとする場合は、労働委員会の資格審査を受ける必要があります。

- ① 不当労働行為の救済を申し立てるとき
- ② 法人登記に必要な資格証明書の交付を受けるとき
- ③ 労働委員会の労働者委員候補者を推薦するとき
- ④ 労働者供給事業を行う許可を申請するとき
- ⑤ 労働協約の地域的拡張適用を申し立てるとき

広島県労働委員会

資格審査の流れ

申請

<提出書類>

- 労働組合資格審査申請書(※)
- 規約及び諸規則
- 労働協約（未締結の場合は不要）
- 役員名簿
- 非組合員の範囲を証する書類
- 当該年度の予算書及び前年度の決算書
- 会社の職制一覧表（連合団体は不要）
- 労働組合組織図（単位労働組合は不要）
- ※ 不当労働行為の救済申立て時は不要です。

<事務局調査>

事務局職員が、提出書類に基づいて書面調査を行い、続いて労働組合の事務所に赴き、現地調査を行います。

書面調査及び現地調査で申請内容に不備が認められる場合、補正を指導することがあります。



審査

公益委員会において、労働組合が、労働組合法で定められた次の事項に適合するかどうかを審査します。

<自主性の要件（労働組合法第2条）>

労働者が主体となって自主的に組織され、労働条件の維持改善その他経済的地位の向上を主たる目的とする団体又は連合団体で、次の事項に該当しないこと。

- 使用者の利益代表者の参加を許すもの。
- 使用者から経費援助を受けるもの。
- 共済事業その他福利事業のみを目的とするもの。
- 主に政治活動又は社会運動を目的とするもの。



<民主性の要件（労働組合法第5条第2項）>

組合規約に次の規定が含まれていること。

- 名称
- 主たる事務所の所在地
- 組合員がすべての問題に参加し、均等な取扱いを受けること。
- 組合員の人種、宗教、性別、門地又は身分によって資格を奪われないこと。
- 役員を選出が、組合員の直接無記名投票(※)によって行われること。
- 同盟罷業が、組合員の直接無記名投票の過半数の賛成で決定されること。
- 規約の改正が、組合員の直接無記名投票(※)の過半数の賛成で決定されること。
- 総会を毎年1回以上開催すること。
- 有資格者の監査人によって会計検査を受け、毎年1回以上組合員に公表すること。

※ 連合団体又は全国的な規模の労働組合の場合、代議員制とすることができますが、代議員が組合員の直接無記名投票で選出されたことが必要となります。

決定

次の事項を記載した「資格審査決定書」を作成します。（救済申立ての場合は省略する。）

- ① 労働組合が労働組合法に適合し又はしない旨及びその理由
- ② 決定年月日
- ③ 労働委員会名

<労働組合法に適合している場合>

資格審査決定書に基づき、次の事項を記載した「資格証明書」を労働組合に交付します。

- ① 労働組合が労働組合法に適合する旨
- ② 労働組合名
- ③ 労働組合の主たる事務所の所在地
- ④ 決定年月日
- ⑤ 資格証明書の交付年月日

<労働組合法に適合していない場合>

補正勧告を行い、補正に応じなければ、不適格の決定（「資格審査決定書」の写し）を交付します。

<決定に不服がある場合>

決定書写しの交付日から15日以内に中央労働委員会に再審査を申し立てることができます。